

令和4年7月22日

令和4年7月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月22日(金) 午後1時30分～2時30分
- 2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室
- 3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔
- 4 出席農地利用最適化推進委員(4人)

第3地区	中野	勝之	第5地区	行田	修
第6地区	谷山	正昭	第7地区	辻	清一
- 5 欠席農地利用最適化推進委員(3人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第4地区	上田	昌彦			
- 6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	事務局次長	松下	伸弘
主任	大畑	利枝			
- 7 その他出席職員

都市政策課	課長代理	新開	邦弘
	職員	北野	智史
- 8 議事録署名委員

4番	吉田	好	5番	大川	智恵子
----	----	---	----	----	-----
- 9 議事日程
  - (1) 一般事務に関する報告
  - (2) 議事録署名委員の指名
  - (3) 付議案件

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請  
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知  
報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農  
用地利用配分計画の認可通知  
報告第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認

(4) 報告事項

南目垣・東野々宮土地区画整理事業の進捗について

10 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より、令和4年7月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。  
なお、推進委員の出席は、4名であります。

議 長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでござい  
ますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号4番、吉田 好委員、並びに、議席番号5番、大川  
智恵子委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件を議題といたします。  
本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元  
関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただ  
いておりますので報告いたしておきます。

それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。  
事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件、4筆、2,815㎡についてでございます。

申請地の位置等については、それぞれ議案第1号参考資料でご確認ください。  
内容についてご説明申し上げます。

いずれも耕作目的で所有権を取得するため申請があったものです。

1項目から3項目の譲受人は市外在住で、申請地は譲受人の自宅から車で6分ほどの通作が可能な場所、3kmに位置します。

4項目は、市内の農家が所有権を取得するため申請があったものです。

いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、2件を議題といたします。  
なお、本件につきましては、中村副会長と地区担当委員、推進委員、並びに吉田好委員により現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして、順次報告を求めます。

まず、大西委員、お願いいたします。

大西委員

それでは、7月7日に現地調査を行いました結果について報告いたします。

地元担当は、中井推進委員と私、大西でございます。

申請地は、XXXXXXXXXX、田、803㎡でございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道余野茨木線と府道豊中亀岡線が交わる交差点、泉原の信号の交差点、その信号の茨木寄り約170mのところでございます。

周囲の状況は、北側及び東側は河川敷、南側は農地、西側は府道余野茨木線でございます。

転用の目的は資材置場の一部で、雨水は自然浸透及び既存道路の側溝へ放流する計画であります。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われま

す。以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

2件目につきましては、私の担当地区でありますので、私から報告いたします。

それでは、7月7日に現地調査を行いました結果について報告いたします。

地元委員といたしましては、行田委員と実施いたしました。

申請地は、XXXXXXXXXX、田、956㎡でございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、国道171号豊川三丁目の交差点の北、約550mに位置しております。なお、府道茨木能勢線から約100mのところでございます。府道から国際ゴルフ場の入り口がございまして、そこから100m入ったところでございます。周囲の状況は、東側は河川敷、西側は水路及び道路、南側は農地、北側は里道でございます。

転用の目的は露天駐車場で、雨水は既設の水路へ放流する計画であります。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われま

す。以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

続きまして、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。  
事務局主任、大畑さん。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、2件、2筆、1,759㎡についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があったものです。

まず、1項目についてご説明申し上げます。

転用の理由ですが、申請人は近隣で建設業を営んでおり、周辺への騒音の解消と業務の効率化を図るため、申請地を資材置場の一部として整備するものです。

農地の区分は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。

申請人は石材の販売等を行う法人を経営しており、事業所周辺で農地以外の土地を含め複数の候補地を探しましたが、それぞれ候補とした他の土地では、搬入用の大型車両等の出入りに伴う安全性、近隣住民への影響などの理由で条件を満たすことができなかつたことから、転用に伴い他の周辺の農地、営農に影響を及ぼすおそれが少ない当該申請地を選定したものです。

事業計画では、庭石、墓石、灯籠等の資材置場として整備する計画であります。

次に、2項目についてご説明申し上げます。

転用の理由ですが、申請人は、近隣で自動車販売業を営んでいる法人から業務用の駐車場を確保したいとの要望を受け、申請地を貸駐車場として整備するものです。

農地の区分は、水道管等が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、おおむね500メートル以内に市立豊川小学校、梅花女子大学があることから、第3種農地と判断します。

貸付を要望している法人は、自動車の保管場所が手狭であることから、事業所からの距離、必要面積、転用に伴い周辺の他の農地の営農に支障を与えないと考えられる本件申請地を選定し、所有者がその要望に応じたものです。

事業計画では、駐車台数29台となっております。

いずれも農地法第4条第6項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われれます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第4条第5項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることはやむを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第4条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処分、3件。

以下、報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、今月下旬から一部供用が開始されます、南目垣・東野々宮土地区画整理事業の進捗につきまして、都市政策課から説明を受けたいと思います。

よろしく申し上げます。

(都市政策課、説明を行う。)

議 長

以上、本日の案件はすべて議了いたしました。

ここで、今後の予定を申し上げます。

まず、ふるさと農業再生委員会でございますが、7月28日、木曜日、午後1時30分から、南館3階防災会議室で開催いたします。

次に、編集委員会でございますが、8月19日、金曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、8月22日、月曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

それでは、これもちまして令和4年7月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年7月22日

茨木市農業委員会

議長

署名済み

---

署名委員

署名済み

---

署名委員

署名済み

---